

連判裁・保生

第五〇号  
一九三三年五月發行

- 発行 全国生活保護裁判連絡会
- 事務局 つくり法律事務所

## 各地の闘い

新潟生在林表半のたがたし  
弁護士 大澤

新潟生存權裁判は、87歳、8

新潟市立木材会館の前で撮影  
93歳（地裁判決当時）の受給者3名が新潟市らを被告とし、老齢加算の減額・廃止による生活保護変更決定の取消を求めた裁判である。

である。(1) 加算を減額・廃止する厚労大臣の告示前に新潟市らが加算の減額・廃止を決定したことは、告示に其づく保護の決定・実施を求める生活保護法8条、19条に違反する。(2) 2名の原告に対し2005年になされた保護の減額決定書に、減額の理由として「基準変更による」とのみ記載したことは、理由付記を求める法25条2項、24条2項に違反する。(3) 老齢加算は1級地う3級地までの級地別に金額が設定されており、地域差を無視した全国一律の廃止は、要保護者の所 在地域別の事情を考慮することを義務づけた法8条2項に違反する。(4) 老齢加算の廃止は、高齢者の健康に与える影響を考慮せずになされたもので、憲法25条1項、法1条、3条、8条に違反する。(5) 老齢加算の廃止は、高齢者の社会生活に必要な費用(高齢者が社会から孤立することなく他者との交流を確保するための費用)を考慮せずなされたもので、憲法25条1項、法1条、3条、8条に違反する。(6) 厚労大臣が加算廃止の根拠としたデータ自体及びデータの評価方法に誤りがある。(7) 全日本医連の生活実態調査、新潟県立大による新潟市の対象者の実態調査、全国の原告の加算廃止後の生活実態等から、加算廃止により対象者の生活が深刻な影響を受けていることが明らかであり、原告らの生存権が侵害されている。

新潟地裁判決の特徴は、裁判官の者がえる姿勢がみえないことである。判決は、前記（4）～（7）について、前述の最高裁判決を丸写しした。また、新潟では、東京訴訟の主張立証を参考にしつつ、前記4について、高額所得者と比較して低所得の人ほど健康を害している旨の近藤克則教授の調査結果や、被保護者はそうでない人と比べ自殺率が高い旨の厚労省の調査結果で立証した点、前記5について、同省の専門委員会に提出された「社会保障生計調査」において、電話をかける頻度、親しい人の存在、お中元、お歳暮などのやりとりの状況等他者との交流に関する事項に関し被保護者が低所得者と比べ低い数値が示されていること、低所得の高齢者の孤立死や熱中症の問題を取り上げる工夫した。しかし、判決は、最高裁の示した厚労大臣の裁量論をより広げ、原告の主張を一蹴した。さらに、前記（1）～（3）について、判決は、告示案にそつて告示前に処分をすることが合理的である、告示が公示されており決定の理由を知ることが

2006年2月以降新潟地裁に3回にわたり提訴し、2012年12月14日の判決まで審理期間は6年10か月に及び、この間裁判長が2回交代した。2人目の森一岳裁判長と3人目の三浦隆志裁判長の違いは、際立つていた。森裁判長は、裁判体全員で原告2名の自宅に赴き見分しその場で原告から生活実態の説明を受けた。また、厚労大臣が算定廃止の根拠としていた平成11年全国消費実態調査の「特別集計」の検証の必要を認め、その集計対象データの提出を命じた。一方、三浦裁判長は、東京生存権裁判に対する最高裁判2012年2月28日判決（老齢加算廃止を厚労大臣の裁量の範囲内とした）を待ち、東京高裁が前述の文書提出命令を取消した後同年7月9日結審、12月14日請求棄却の不当判決を言渡した。

ある。判示は、被告側の主張そのものである。

反-首本

ANTI-POVERTY CAMPAIGN

青森生存権裁判第1審判決について  
弁護士 葛西聰

2013年1月25日、青森生存権裁判の第1審判決がなされました。請求棄却の不当判決です。

青森地裁判決は、老齢加算廃止の違法性に関する判断枠組みとして、特別需要の有無の判断及び改定後の扶助基準内容、激変緩和措置の要否を含む廢止の具体的方法等について、厚労大臣に広く「専門技術的政策的な裁量権」を認め、その上で、「①改定の時点において老齢加算に見合う特別需要が認められず、改定後の扶助基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持するに足りるとした厚労大臣の判断に、最低限

不考慮である。旧厚生省は、老齢加算の創設時に級地差を設ける提案をした経緯があり、その後各種調査により重要な級地差のあることが判明したとして、1986年4月から老齢加算に級地差を設けていた。しかも、新潟の原告には、冬期間の除雪、買い物等の費用、寒さに伴う被服費、光熱費、気象条件の厳しい中で人間関係を維持し孤立を避けるための費用（親戚や友人の訪問、冠婚葬祭等への出席のためのタクシー代・寸志等）等、寒冷・積雪地の高齢者特有の生活需要がある。全国平均のデータに基づく加算の廃止は、地域別需要を無視している。

本年4月19日控訴審第1回期日が開かれ、全国弁護団の竹下団長ほか弁護団と、原告本人の意見陳述が行われる。一層のご支援をお願いする。

青森地裁は、待的・法的の問題点は多岐にわたります。老齢加算の廃止について、「期待的利益の喪失」としかみておらず、法的権利に対する侵害という位置づけをしていないのではないかという点、そこから、実際上極めて広く厚労大臣の裁量を認めてしまう点などは、法的にも重大な問題であると考えます。しかし、最大の問題は、裁判所が、原告らの生活実態について、全く事実認定の中をしていない点です。他の地裁の判決では、結論はともかく、原告らの生活状態について、判決の事実認定の中である程度触れられていることが多かつたのですが、今回の判決ではこの点の認定は一行もありません。

違法となる」としました。そして、本件では、ア) 70歳以下の者の生活扶助相当消費支出額が60代の者のそれより少ないと、イ) 老齢加算を除いた70歳以上の生活扶助相当額は70歳以上の者の生活扶助相当消費支出額を上回っていたこと、ウ) 支助基準改定率が消費者物価指数や賃金の伸び率を上回っていること、エ) 被保護者世帯の消費支出の割合が一世帯のそれの7割で推移していること、オ) 第1—10分位と被保護勤労者の世帯の平均のいずれでもエンゲル係数が低下していることから前記①の点で判断の過誤・欠落は見られない。また、加算のある保護世帯には「貯蓄純増」が見られることを根拠として、前記②の点でも裁量権の範囲の逸脱・濫用はないとの判断しました。

**大和高田市生活保護対策弁護団事務局**

**長 板野 陽一**

大和高田市生活保護対策弁護団の事務局長の板野陽一と申します。

この度、平成24年9月28日に奈良地方裁判所に提訴した「大和高田市生活保護訴訟」につき、ご報告の機会をいただきましてありがとうございま

す。

1 丸善商事対策弁護団について

今回の原告の皆さん（以下「本件原告」といいます。）は、いずれも大和高田市の生活保護受給者で、「丸善商事」というヤミ金の被害者です。丸善商事は、大和高田市や葛城市などのいわゆる「中和地域」の生活保護受給者や年金受給者に対し、出資法の制限利率をはるかに超える高金利で積極的に貸付を行い、保護費や年金の支給日を狙つて取立てを行う悪質な業者でした。丸善商事は、①取立てのため、保護費や

も、老齢加算を廃止した厚労大臣の判断に対して何らかの注文をつけるという方向に行かざるを得ない、というこ<sup>トではないかとも思います。</sup>

控訴審では、何としかして青森の原告らの実態・実情を裁判所の判断に結びつけるべく力を尽くしたいと考えています。

年金の振込先である預貯金通帳を借主から預かつたり、②行政の福祉担当部署とのつながりが強いことを背景に、返済ができない生活保護受給者に対し「福祉止めたるぞ！」と恐喝まがいの言葉で脅したり、③取り立ての際に暴力を用いたり、④金銭の貸借につき正式な帳簿を全く作成せず、借主に借用書を渡さないなど、その営業は違法なものでした。実際、丸善商事の経営者は、平成22年に出資法違反・貸金業法違反等の罪により有罪判決を受けています。

平成21年、100名以上にのぼるといわれていた丸善商事の被害者救済のため、奈良弁護士会の若手弁護士を

中心とした弁護団が結成されました。そして、本件原告らを含めた40名も

の被害者が弁護団に参加し、丸善商事の経営者に対し、「丸善商事に支払った

金額全額が損害である」という法的構成のもと、損害賠償請求訴訟を提起し

ました。訴訟手続において、裁判所も、貸付分の金額は損益相殺の対象としないという心証を示していましたが、証拠不足や早期解決という観点から和解手続を進めることとし、その結果、平成24年2月3日までに、全ての原告ととの間で和解が成立しました。弁護団は、原告らに対し、経費等を差し引いた和解金残額を手渡しこれで事件解決と思つていましたが、これは問題の始まりにすぎませんでした。

2 大和高田市社会福祉事務所の対応

の悪質性  
弁護団は、丸善商事の被害者には生

活保護受給者が多いという状況を踏まえ、上記訴訟提起時から、大和高田市社会福祉事務所に対し、和解後の処理

に関する協議の打診をしていました。

3 現況

和解金が実際に取り立てられた本件原告に関し審査請求及び再審査請求を行つたところ、再審査請求において、「77条1項に基づく」徴収には理由がないとして、徴収金の返還を求める裁決が下されました（なお、この審査請求の申立ては、弁護士が代理したにも関わらず、弁護士の関与なく社会福祉事務所職員の働きかけで勝手に取り下げられており、この点を争う訴訟も近日中に提起する予定です）。もつとも、大和高田市社会福祉事務所の対応については、判断が下されていません。

4 まとめ

これまで採用されている生活扶助基準改定方式である「水準均衡方式」は消費支出の動向に着目する方式であつて、物価の動向を勘案するものではない。そこで、この連鎖が強化されることもあるといわねばならない。

5 最後に、今回の基準引き下げは、福事務所現場にとつても利用者にとって最も最低生活費がいくらになるか容易には判明しない、複雑怪奇なものとなる。

(2) 生活保護利用者だけではない国とされるが、生活保護利用者にてて、7000円の減額は単身者なら1週間の生活費に相当するほどの極めで微収されてしまうのですから、実際に救済を求めることができなくなつてしまします。まさに、ヤミ金側の「保護とめたるぞ！」という脅し文句が通用する結果になつてしまます。この

あれば、ヤミ金被害にあつてゐる生活保護受給者は、以前に借りた貸金分まで微収されてしまうのですから、実際に救済を求めることができなくなつてしまします。まさに、ヤミ金側の「保護とめたるぞ！」という脅し文句が通用する結果になつてしまます。この

ように理不尽は許されるべきではありませんし、そもそも大和高田市社会福祉事務所は、生活保護受給者の生活再建に向けて尽力すべきであるにも関わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

6 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

7 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

8 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

9 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

10 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

11 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

12 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

13 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

14 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

15 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

16 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

17 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

18 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

19 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

20 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

21 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

22 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

23 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

24 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

25 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

26 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

27 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

28 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

29 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

30 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

31 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

32 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

33 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

34 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び弁護団の結成に至りました。

35 おわりに

本予算案は、生活扶助基準部会(以下「基準部会」という。)における現状の問題を踏まえて、年齢、世帯、人材、地域差による影響を調整するとさ

れども、こうした生活保護世帯に特有の問題が、生活保護世帯が物価下落の恩恵を受けているとは言えない。仮に、わらずその任務を放棄しており、そのヤミ金に「代わる」取立てを正当化することはできません。そのため、再び